

# 受入の際の注意事項について

いつも当中間処理場をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

受入処分できない廃棄物一覧（一部）参考			
廃石棉等に該当するもの（Level1、Level2 に該当）			
 アスベスト吹付け材(ロックウール等)	 ボイラー配管保温材(エポキシ配管等)	 廃石棉専用袋（未使用品含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーミキュライト吹付け材</li> <li>・煙突用断熱材</li> <li>・パーライト吹付け材</li> <li>・ダクトパッキン等</li> <li>・除去用防護服</li> </ul>
石綿含有産業廃棄物に該当するもの（Level3 に該当）			
 波型スレート建材	 P タイル等(ビニルタイル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用化粧スレート</li> <li>・石綿含有ルーフィング</li> <li>・ケイ酸カルシウム板第一種(軒天)</li> <li>・石綿含有サテイング</li> <li>・含有マークがあるもの</li> </ul>	アスベスト含有の有無については、排出様にて分析等を行い、確認をお願い致します。
指定家電製品(リサイクル法対象)  エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ その他小型家電リサイクル法に該当物	一般廃棄物  缶・ペットボトル・弁当かす等々	医療系(感染性)廃棄物  注射器等(未使用も含む)	密閉缶類  スプレー缶等(穴あき又は切断済は受入可)
乾電池  汚泥	廃バッテリー類  特別管理廃棄物	液体物及び発火物、薬品  ガソリン・灯油・プライマー・ライター・塗料等々 特別管理廃棄物	蛍光灯、水銀灯類 
PCB(低・高濃度)廃棄物  変圧器、コンデンサー、安定器等 ※PCB 含有がなくても、油入りは受入不可	その他 当中間処理許可 7 品目以外の廃棄物。 汚泥類、放射性汚染廃棄物、残土(廃棄物分類ではない)、悪臭を発する廃棄物、農業用ビニールなど受入はしていません。 ※受付の際、弊社にて処理困難な廃棄物については、お断りさせて頂く場合がございます。		

廃棄物の受入につきまして、排出事業者様及び処分事業者に係る廃棄物処理法（その他関係法令）により、厳しく定められており、当中間処理場においてお取扱いが出来ない廃棄物もございます。こちらについては、排出事業者責任としての関係法令等による重い罰則を受ける場合もありますので、何卒ご注意願いますようお願い申し上げます。なお、**処分委託契約の未契約、期限切れによる契約失効はお受けできません。**契約内容もあわせてご確認頂きますようお願い申し上げます。また、当中間処理場において受入が不可な場合でも、他社の処理施設にて可能な場合もございますので、お気軽にご相談ください。